

2020年3月30日

各種学生団体及び所属学生 各位

滝澤博胤（教育・学生支援担当理事、学友会副会長）

当面の課外活動について（通知）

1. 本文

本日から、当面の間、一切の課外活動（テレビ会議システムなどを利用した遠隔会議および学外での個人練習を除く）を禁止します。また、本学所有の課外活動施設および部室についても、利用を禁止します。

なお「当面の間」とは、とりあえず連休明けまでの期間を指しますが、今後の状況によっては変更の可能性があります。

2. 解説

日本における COVID-19（新型コロナウイルスを原因とする肺炎）の流行を受け、本学では「感染症対策本部」を設置し、状況の確認と対策の検討を続けてきました。そのなかで、3月5日に「新型コロナウイルス感染症に関する当面の対応について」を発し、課外活動については感染に十分注意して実施するよう、学生諸君に依頼しました。しかし、その後も COVID-19 の流行は悪化の一途をたどっており、日本においても、現在、感染爆発の危機に瀕して「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の瀬戸際にあるといえます。

本学では、この事態を重く受け止め、課外活動については、当面、一切の活動を停止することが適当であると判断するに至りました。ここでいう「活動」には、テレビ会議システムなどを利用した遠隔会議および学外での個人練習を除き、試合、合宿、練習、懇親会、対面でのミーティング、部室の使用など、一切の活動が含まれます。

課外活動に熱心に取り組んでいる学生諸君にはたいへん申し訳ありませんが、これは、諸君が感染者・被感染者として COVID-19 の流行の一翼を担ってしまうことを避けるための緊急措置であるにご理解ください。また、本措置は、本学の構成員が COVID-19 に感染した場合、本学の周辺地域に対して大きな被害・影響を与える可能性が大きいという、本学の社会的責任を考慮した結果でもあります。

なお、本通知でいう「当面の間」とは、とりあえず連休明けまでの期間を指すものとし、ただし、COVID-19 の流行の状況によっては、変更する可能性があります。本学ホームページや厚生労働省のホームページなどを定期的にチェックしてください。

不明なことがある場合は、遠慮なく学生支援課・活動支援係にお問い合わせください。活動禁止措置が解除される日が一日も早く来ることを、諸君とともに祈念しています。